

# 評議員選任候補者の推薦及び解任の提案に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人貝塚市社会福祉協議会定款第7条第4項の規定に基づき、評議員選任候補者の推薦及び解任の提案について、必要な事項を定める。

(選任区分に基づく定数)

第2条 定款第6条に規定する評議員25名以上30名以内は、組織構成会員の中から、所属する領域ごと（裏面記載）に掲げる定数に従い推薦する。

〈領域Ⅰ〉	住民代表的な性格のつよいもの	……11名
〈領域Ⅱ〉	福祉専門機関・団体的性格のつよいもの	……10名
〈領域Ⅲ〉	当事者団体的性格のつよいもの	……4名
〈領域Ⅳ〉	関連分野団体	……3名
〈領域Ⅴ〉	その他学識経験者等	……2名

(評議員選任候補者の推薦及び解任の提案)

第3条 評議員選任候補者の推薦の提案については、前条の規定に基づく組織構成会員から推薦のあった者の中から理事会で選考し、評議員選任解任委員会に提案する。

2 評議員の解任については、理事会で当該評議員の解任を決議し、解任の理由を付して、評議員選任解任委員会に提案する。

(欠員時の提案方法)

第4条 欠員が生じた場合、理事会は、25名以上30名以内となるよう、第2条に規定する定数の中から候補者を推薦し、評議員選任解任委員会に提案する。

(就任)

第5条 評議員は、就任に際し就任承諾書、履歴書を提出しなければならない。

(細則)

第6条 この規程の施行について必要な事項は、理事会の意見を聞いて会長が定める。

附 則

この規程は、平成16年5月27日から施行する。

役員及び評議員の選任等に関する規程（平成8年5月9日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、定款変更認可の日（平成16年5月27日施行）から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年6月10日から施行する。（実際の運用に応じた全面改正）

## 評議員の推薦定数

〈領域Ⅰ〉 住民代表的な性格のつよいもの ————— 11名

地区福祉委員会 ……………(9)

町会連合会 ……………(1)

商工会議所 ……………(1)

〈領域Ⅱ〉 福祉専門機関・団体的性格のつよいもの ————— 10名

民生委員・児童委員協議会 ……………(4)

福祉事務所 ……………(1)

社協ボランティア連絡会 ……………(1)

校区ボランティア部会連絡会 ……………(1)

更生保護団体 ……………(1)

福祉施設 ……………(2)

〈領域Ⅲ〉 当事者団体的性格のつよいもの ————— 4名

障害者団体 ……………(1)

老人クラブ連合会 ……………(1)

母子寡婦福祉新生会 ……………(1)

遺族会 ……………(1)

〈領域Ⅳ〉 関連分野団体 ————— 3名

青少年指導員連絡協議会 ……………(1)

人権協会 ……………(1)

校園長会 ……………(1)

〈領域Ⅴ〉 その他学識経験者等 ————— 2名